

環境保全のための措置

調 査 項 目：電波障害

調査した事項：環境保全のための措置の実施

1. 調査地域

調査地域は、計画建築物によるテレビ電波(地上デジタル放送及び衛星放送)の受信障害が及ぶ範囲とした。

2. 調査手法

2.1 調査事項

(1) 環境保全のための措置の実施状況

2.2 調査時点

(1) 環境保全のための措置の実施状況

平成 30 年 1 月から令和元年 12 月末の工事施行中の随時とした。

2.3 調査方法

(1) 環境保全のための措置の実施状況

現地調査(写真撮影等)及び関連資料の整理により行った。

3. 調査結果

3.1 環境保全のための措置の実施状況

環境保全のための措置の実施状況は、表 3-1 に示すとおりである。

電波障害に関する苦情は、令和元年 12 月末までになかった。

表 3-1 電波障害に係る環境保全のための措置の実施状況

環境保全のための措置	実施状況
計画建築物の地上躯体工事に伴い生じる遮蔽障害については、工事の進捗に応じてケーブルテレビの活用等の適切な電波障害対策を実施する。	令和元年12月末までの間に計画建築物の工事に対するテレビ電波障害に係る住民からの問い合わせや苦情はなかった。
テレビ電波障害に関する周辺住民等からの問合せに対して、相談受付の窓口を設置し、迅速かつ適切な対応を行う。	工事に関する相談窓口を設置し、電波障害を含む問い合わせを受け付け、迅速かつ適切な対応に努めた。 なお、令和元年12月末までの間に計画建築物の工事に対するテレビ電波障害に係る住民からの問い合わせはなかった。
工事の施行中におけるクレーンの非使用時には、クレーンのブームを電波到来方向に平行に向け、電波障害の発生を極力防止するように配慮する。	クレーン非使用時に電波到来方向に対する見付けの幅を小さくするよう、クレーンのブームを電波到来方向に平行に向けることで、障害予測範囲外側の地域への影響を防止した。(写真3-1)



東京スカイツリーからの
電波到来方向

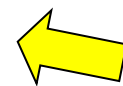


写真 3-1 環境保全のための措置の実施状況
(クレーン非使用時のブームの向き)